⑰　11欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の⑴から⑹までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑹までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、８欄「ホ」⑵によることとします。

⑴～⑸　（略）

⑹　宅配ボックスの設置部分　100分の１

⑱　８欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「カ」は、百分率を用いてください。

４　（略）

第六十七号の三様式（第十条の二十三、第十条の二十四関係）（Ａ４）

（第四面）

各工事に係る建築物に関する事項

【１．工事の番号】～【４．面積】　（略）
【５．延べ面積】　（略） 【イ．建築物全体】　（略） 【ロ．地階の住宅又は老人ホーム等の部分】　（略） 【ハ．エレベーターの昇降路の部分】　（略） 【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】　（略） 【ホ．自動車車庫等の部分】～【リ．貯水槽の設置部分】　（略） 【ヌ．宅配ボックスの設置部分】（　　）（　　）（　　）（　　）（　　） 【ル．住宅の部分】　（略） 【ヲ．老人ホーム等の部分】　（略） 【ワ．延べ面積】・【カ．容積率】　（略）
【６．建築物の数】～【10．備考】　（略）

⑰　11欄の「ヲ」の延べ面積及び「ワ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の⑴から⑸までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ワ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、８欄「ホ」⑵によることとします。

⑴～⑸　（略）

（新設）

⑱　８欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「ワ」は、百分率を用いてください。

４　（略）

第六十七号の三様式（第十条の二十三、第十条の二十四関係）（Ａ４）

（第四面）

各工事に係る建築物に関する事項

【１．工事の番号】～【４．面積】　（略）
【５．延べ面積】　（略） 【イ．建築物全体】　（略） 【ロ．地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】　（略） 【ハ．エレベーターの昇降路の部分】　（略） 【ニ．共同住宅の共用の廊下等の部分】　（略） 【ホ．自動車車庫等の部分】～【リ．貯水槽の設置部分】　（略） （新設） 【ヌ．住宅の部分】　（略） 【ル．老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】　（略） 【ヲ．延べ面積】・【ワ．容積率】　（略）
【６．建築物の数】～【10．備考】　（略）